

送付物及び封筒の変更について

～令和7年度

納税方法によって色違いの納税通知書・課税明細書を使用

(納付書払い) ※クリーム色

〔クリーム色〕



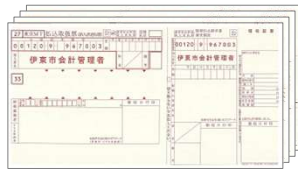
①納税通知書2枚



②課税明細書4枚



③納付案内・ハガキ2枚



④納付書4枚

(口座振替) ※白色

〔白色〕



①納税通知書2枚



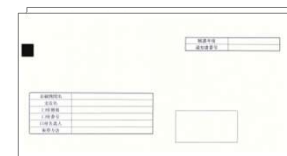
②課税明細書4枚

令和8年度～

納税通知書及び課税明細書が統一

(共通様式)

〔白色〕



①納税通知書2枚



②課税明細書4枚

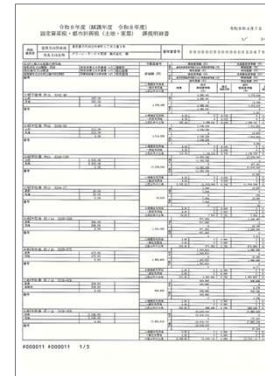


③納付書4枚

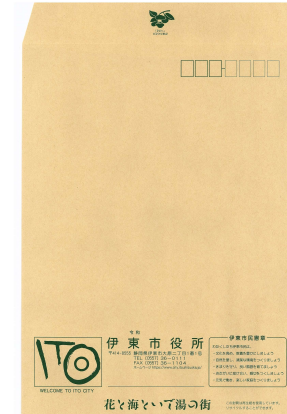
※納付書払いのみ同封

■物件数が13件未満の方
①～③を小型封筒にて送付

■物件数が13件以上の方
①～④を⑤大型封筒にて送付



④課税明細書
(物件13件以上用)



⑤大型封筒

納税通知書（2枚目）の見方

令和●年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

区分	固定資産税（円）	都市計画税（円）
① 課税標準額		
土地	A 0	K 0
家屋	B 2,520,000	L 2,520,000
償却資産	C 0	
合計	D=A+B+C 2,520,000	M=K+L 2,520,000
② 税率	E 1.4%	N 0.3%
③ 軽減・減免前税額	F=D×E 35,200	O=M×N 7,500
④ 共用土地税額	G 5,112	P 2,190
⑤ 軽減税額	H 0	Q 0
⑥ 減免税額	I 0	R 0
⑦ 年税額	J=F+G-H-I 40,300	S=O+P-Q-R 9,600
⑧ 合計年税額	J+S 49,900	
⑨ 備考	区分所有家屋に係る税額は次のとおりです。年税額には共用家屋税額が含まれています。（百円未満切り捨て） 【G】共用家屋税額（固定） ****円 【P】共用家屋税額（都計） ****円	

期別	納期限	納付額（円）
第1期	令和 年 月 日	13,900
第2期	令和 年 月 日	12,000
第3期	令和 年 月 日	12,000
第4期	令和 年 月 日	12,000
随時期1		
随時期2		

⑩

教示文等記載欄（不服申立て等）
※裏面をご覧ください。

No	項目	説明
①	課税標準額	固定資産税・都市計画税を算出するための根拠となる額です。所有する資産の区分ごと（土地、家屋、償却資産）の課税標準額とすべての資産の課税標準額の合計を記載しています。合計は千円未満を切り捨てています。 ※分譲マンションの敷地（区分所有）のように、各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する資産については課税標準額を計上せず、その資産全体の税額を按分し「③共用土地税額」として記載しています。 ※所有する資産の区分ごとの課税標準額が、土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円未満の場合、免税点未満になり課税されません。免税となった場合、区分ごとの課税標準額は記載していますが、合計には含まれていません。
②	税率	固定資産税 1.4%、都市計画税 0.3%
③	軽減・減免前税額	「①課税標準額」の合計に②税率を乗じた額を記載しています。百円未満を切り捨てています。
④	共用土地税額	分譲マンションの敷地（区分所有）のように、各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する土地について、その土地全体の税額を按分した額を記載しています。

No	項目	説明
⑤	軽減税額	家屋の新築軽減等により軽減される税額を記載しています。
⑥	減免税額	災害、公共用地等の理由により減免される税額を記載しています。
⑦	年税額	「③軽減・減免前税額」から「⑤軽減税額」「⑥減免税額」を差し引き、「④共用土地税額」及び「⑨備考の共用家屋税額」を足した額を記載しています。百円未満を切り捨てています。
⑧	合計年税額	固定資産税と都市計画税の「⑦年税額」の合計を記載しています。
⑨	備考	各所有者の持分に応じて按分課税する家屋（区分所有）について、その家屋全体の税額を按分した額を記載しています。
⑩	期別納期限・納付額	期別税額は合計年額を4期で除し、千円未満の端数は第1期に合算しています。

課税明細書の見方

土地

① 地目
地目が記載されます。
表示例：宅地、山林、畑、雑種地等
上段：登記地目
下段：現況地目

② 地積
地積が記載されます。
上段：登記地積
下段：現況地積

③ 評価額
その資産の評価額が記載されます。

④ 課税標準額
実際に税率をかける金額が記載されます。

⑤ 相当税額
その物件の固定資産税（都市計画税）相当税額が記載されます。
※軽減・減免税額

令和●年度（賦課年度 令和●年度） 令和 年 月 日
固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 課税明細書 1 / 4 ページ

納税 静岡県伊東市大原2丁目1番1号 通知書番号 00000000000000000000
義務者 伊東 太郎 様

区分	土地又は家屋の所在地	登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積 (㎡)	建築年	不動産番号	固定資産税評価額 (円)	課税標準額 (円)	本則課税標準額 (円)	軽減税額 (円)	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)	相当税額 (円)	
①	土地 松原 山田 000-1	宅地	② 50.00			③ 7,200,000	④ 2,320,000	⑩ 2,400,000	⑪ 0	⑨ 2,200,000	⑤ 2,200,000	
⑥	宅地	宅地	50.00					0			6,960	
備考 ***/**												
固定補正率 *、***** 都計補正率 *、*****												
							④ 1,160,000	⑩ 1,200,000	⑪ 0	⑨ 1,100,000	⑤ 16,240	
								0			0	
								50.00	1,160,000	0.920	2,320,000	0.920

⑥ 共用土地の持分割合
マンション敷地等の共用土地の場合、敷地権の持分割合が記載されます。

⑦ 共用土地の補正率
家屋の利用状況により算出した補正率が記載されます。

⑧ 負担水準

⑨ 前年度（比準）課税標準額

⑩ 本則課税標準額

※ 共用土地の場合、②地積、③評価額、④課税標準額、⑤相当税額には敷地全体の地積・金額が記載されます。実際にお支払いいただく税額は、敷地権按分をして算出しています。

土地の⑤相当税額の算出方法（住宅用地の場合）

1 負担水準を確認

$$\text{⑧ 負担水準} = \frac{\text{⑨ 前年度（比準）課税標準額}}{\text{⑩ 本則課税標準額}}$$

⑩ 本則課税標準額

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	③ 評価額 × 1/6	③ 評価額 × 1/3
一般住宅用地	③ 評価額 × 1/3	③ 評価額 × 2/3

2 課税標準額を求める

用途、負担水準の区分に応じた**負担調整措置**（下表参照）により、課税標準額が決まります。

住宅用地	⑧ 負担水準	④ 課税標準額
	1.0以上の場合	⑩ 本則課税標準額
	1.0未満の場合	⑨ 前年度課税標準額 + (⑩ 本則課税標準額 × 5%) = A ・ ⑩ 本則課税標準額が上限となる ・ Aが⑩ 本則課税標準額 × 20%を下回る場合は、20%相当額

3 相当税額を求める

⑤ 相当税額
= ④ 課税標準額 × 税率
※ 税率：固定資産税1.4% 都市計画税0.3%

※1 負担水準… 土地の固定資産税評価額（本則課税標準額）に対し、前年度の課税標準額がどの程度（%）に達しているかを示す指標です。

※2 負担調整措置… 地価上昇時に宅地などの固定資産税・都市計画税が急激に上がらないよう、税額を段階的に引き上げる特例措置です。土地の評価額（時価）と課税標準額（税額計算の基礎）の乖離を是正し、地域間や土地間の税負担の均衡化を図る目的で設けられています。

